

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜令和8年 6月 1日 現在＞

1. 事業所の概要

事業所名	一般社団法人大和郡山市医師会立訪問看護ステーションやすらぎ
所在地	奈良県大和郡山市本庄町 317-2
事業所の指定番号	2960290142
法人種別	一般社団法人
代表者	理事長 西崎 和彦

2. 事業の目的、運営方針

(目的) 居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めたご利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします

(方針)

- ① ご利用者の特性を踏まえて可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように療養生活を支援し、訪問看護計画書に基づき、心身の機能の維持回復することを目指して支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように、事業体制の整備に努めます。
- ④ ご利用者、そのご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をするように努めます。
- ⑤ 常にご利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者、そのご家族に適切な指導を行うように努めます。
- ⑥ 医学の進歩に対し、適切な看護技術をもってサービスの提供が行えるように努めます。

(事業所の職員体制)

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者 (兼務)	1 名	0 名	1 名
看 護 師	2 名	0 名	2 名
事 務 員	0 名	1 名	1 名

＜ 合計 4名 ＞

(事業の実施地域)

事業の実施地域	大和郡山市全域
---------	---------

(営業時間)

営業時間	月～金 8時30分 ～ 17時00分
休業日	土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※緊急時訪問看護加算、24 時間対応体制加算の契約ご利用者に対しては、24 時間体制で電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

(サービス内容)

- ・心身の状況や病状の観察、健康管理
- ・清拭、洗髪などによる清潔の保持
- ・食事形態、栄養指導
- ・排泄介助、排便コントロール
- ・口腔ケアの実施、指導
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導、相談
- ・褥瘡や創傷の処置、予防
- ・その他医師の指示による医療処置や医療器具の管理

(訪問看護計画の作成)

看護師がご利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びご利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し書面で説明のうえ交付いたします。

3. 利用料金

(1) 介護保険

サービス提供時間別の訪問看護基本療養費と訪問看護体制強化加算の合計が基本の料金となります。基本料金に加えご利用者の状況、契約の同意に応じて、その他の料金が加算されます。

基本料金

(1 単位 10.42 円)

	種類	10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担	単位
要支援 訪問療養費	20 分未満	3157 円	315 円	630 円	945 円	303 単位
	30 分未満	4699 円	469 円	938 円	1407 円	451 単位
	30 分以上 1 時間未満	8273 円	827 円	1654 円	2481 円	794 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11357 円	1135 円	2270 円	3405 円	1090 単位
要介護 訪問療養費	20 分未満	3271 円	327 円	654 円	981 円	314 単位
	30 分未満	4907 円	490 円	980 円	1470 円	471 単位
	30 分以上 1 時間未満	8575 円	857 円	1714 円	2571 円	823 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11753 円	1175 円	2350 円	3525 円	1128 単位
要支援	訪問看護体制強化加算(月 1 回)	1042 円	104 円	208 円	312 円	100 単位
要介護	訪問看護体制強化加算(月 1 回)	1084 円	208 円	416 円	624 円	200 単位
共通	訪問看護サービス提供体制加算 (1 回の訪問につき)	I) 62 円 II) 31 円	I) 6 円 II) 3 円	I) 12 円 II) 6 円	I) 18 円 II) 9 円	6 単位 3 単位
	介護職員等処遇改善加算 (月 1 回)	月の利用料金合計の 1.8%				

その他の加算

(1 単位 10.42 円)

	算定回数等	10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担	単位
夜間・早朝訪問看護加算 (18 時～22 時) (6 時～8 時)	1 回につき	通常訪問費用の 25% 増				
深夜訪問看護加算 (22 時～6 時)	1 回につき	通常訪問費用の 50% 増				
初回加算Ⅰ	退院当日訪問	3647 円	364 円	728 円	1092 円	350 単位
初回加算Ⅱ	退院日翌日以降	3126 円	312 円	624 円	936 円	300 単位
退院時共同指導加算	1 回につき	6252 円	625 円	1250 円	1875 円	600 単位
複数名訪問加算	30 分未満	2646 円	264 円	528 円	792 円	254 単位
	30 分以上	4188 円	418 円	836 円	1254 円	402 単位
長時間訪問看護加算	週 1 回に限り	3126 円	312 円	624 円	936 円	300 単位
特別管理加算Ⅰ	月 1 回	5210 円	521 円	1042 円	1563 円	500 単位
特別管理加算Ⅱ	月 1 回	2605 円	260 円	520 円	780 円	250 単位
ターミナルケア加算	該当月	26050 円	2605 円	5210 円	7815 円	2500 単位
看護・介護職員連携強化 加算（要介護者）	月 1 回	2605 円	260 円	520 円	780 円	250 単位
緊急時訪問看護加算	月 1 回	6252 円	625 円	1250 円	1875 円	600 単位

※大和郡山市の地域単価は基本単価 10 円に対し、訪問看護は 10.42 円になります。

※介護保険制度の改正に伴い変更されることがあります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用分は全額負担（10 割）となります。

※初回加算は、新規に訪問看護計画書を作成した場合に算定されます。

※退院時共同指導加算は、入院・入所中のご利用者が退院又は退去にあたり、医療機関・施設等の主治医や従業員と共同して、在宅生活に必要な指導を行った場合に算定されます。

※複数名訪問加算は、ご利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において、同時に複数の看護師等が計画的に訪問看護を行った場合に加算されます。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算対象者で 90 分以上の訪問看護を実施した場合に算定されます。

※特別管理加算Ⅰ、Ⅱは、厚生労働大臣が定める特別な管理を要するご利用者に、計画的に管理を行う場合に月 1 回算定されます。

※ターミナルケア加算は、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上、訪問看護を行った場合に算定されます。

※看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護職員に対し、痰吸引等の業務が円滑に行われるように認定特定行為業務従事者が指導を行った場合に算定されます。

※緊急時訪問看護加算はご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問時間外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う場合に月に 1 回算定されます。

(2) 医療保険

訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計を基本料金として、ご利用者の病状、契約の同意に応じてその他の料金が加算されます。

基本料金

	訪問看護の回数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5550円	555円	1110円	1665円
	週4日目以降	6550円	655円	1310円	1965円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (施設への訪問)	週3日目まで(2人)	5550円	555円	1110円	1665円
	週4日目以降(2人)	6550円	655円	1310円	1965円
	週3日目まで(3人以上)	2780円	278円	556円	834円
	週4日目以降(3人以上)	3280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中外泊の訪問看護	8500円	850円	1700円	2550円
訪問看護管理療養費	月の初日	7710円	771円	1542円	2313円
	月の2日目以降	3010円	301円	602円	903円
訪問看護物価対応料	月の初日	60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降	20円	2円	4円	6円
訪看ベースアップ評価料	月に1回	1050円	105円	210円	315円

※訪問看護ベースアップ評価料は、職員の安定的な処遇改善をはかるための環境整備と賃金改善を目的とした加算です。

その他の加算

	算定回数等	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4500円	450円	900円	1350円
	1日3回以上訪問	8000円	800円	1600円	2400円
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時 6時～8時	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時	4200円	420円	840円	1260円
複数名訪問看護加算	週1回に限り	4500円	450円	900円	1350円
長時間訪問看護加算	週1回に限り	5200円	520円	1040円	1560円
乳幼児加算	0～6歳	1500円	150円	300円	450円
退院時共同指導加算		8000円	800円	1600円	2400円
特別管理指導加算	1回限り	2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	1回限り	6000円	600円	1200円	1800円
在宅患者連携指導加算		3000円	300円	600円	900円
在宅患者カンファレンス加算	月2回限り	2000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	月1回限り	2500円	250円	500円	750円
緊急訪問看護加算	1日1回 月14日目まで	2650円	265円	530円	795円
	1日1回 月15日目以降	2000円	200円	400円	600円

特別管理加算Ⅰ	月 1 回	5000 円	500 円	1000 円	1500 円
特別管理加算Ⅱ	月 1 回	2500 円	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア療養費	該当月	25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
専門管理加算	月 1 回	2500 円	250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算	月 1 回(契約希望時)	6800 円	680 円	1360 円	2040 円
訪問看護医療情報連携加算	同意のもと月 1 回	1000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護情報提供療養費 1	同意のもと月 1 回	1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	同意のもと月 1 回	1500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	同意のもと月 1 回	1500 円	150 円	300 円	450 円

※複数名訪問看護加算は、ご利用者の病状・身体的理由により看護師 2 名での対応が必要な場合に加算されます。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算対象者および特別訪問看護指示書交付者で 90 分を超える訪問をした場合に算定されます。

※退院時共同指導加算は、入院・入所中のご利用者が、退院又は退所にあたり、医療機関・施設等の主治医や従業員と共同して、在宅生活に必要な指導を行った場合に算定されます。

※特別管理指導加算は、特別管理加算対象者で退院共同指導加算を算定する場合に算定されます。

※退院支援指導加算は、退院当日に訪問看護を行った場合に算定されます。

※在宅患者連携指導加算は、医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、ご利用者・ご家族に指導を行い、他職種に情報提供した場合に算定されます。

※在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、病状の急変や診療方針の変更等に伴い、ご利用者宅で医療従事者と同一にカンファレンスした場合に算定されます。

※看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護職員等に対し、痰吸引等の業務が円滑に行われるよう認定特定行為業務従事者が指導を行った場合に算定されます。

※緊急時訪問看護加算は、利用者やそのご家族の緊急の求めに応じて、在宅療養支援診療所等の医師の指示に基づき、訪問した場合に算定されます。

※特別管理加算Ⅰは、麻薬等注射や腫瘍科学療法注射患者・強心剤持続投与患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテルを使用しているご利用者に算定されます。

※特別管理加算Ⅱは、人口肛門・人口膀胱・褥瘡・点滴管理等があるご利用者に算定されます。

※ターミナルケア療養費は、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定されます。

※専門管理加算は、専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に算定されます。

※24 時間対応体制加算は、ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時に電話相談・緊急訪問を行うが場合に月に 1 回算定されます。

※訪問看護医療情報連携加算は、ご利用者の同意のもと、連携する医療機関等と ICT を用いて診療情報等を共有し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定されます。

使用 ICT：メディカルケアステーション

連携医療機関・施設等：おざきクリニック・くわた在宅クリニック・郡山いむらクリニック・にしざき内科クリニック・藤村病院・北和救急クリニック・さなえ薬局・あいの郷・(株)想花・ケアステーションバンビ・大和園こおりやま など

※訪問看護情報提供療養費は、ご利用者の同意のもと、市町村・保険医療機関等へ情報提供し

た場合に算定されます。

(3) 自費負担（保険外）

項 目	利用料金
保険外の訪問看護	5,500 円／回
交通費（介護保険）実施地域を越える地点から	片道 5 km以上 15 km未満・・・550 円／回 片道 15 km以上・・・1,100 円／回
交通費（医療保険）事業所から	片道 5 km未満・・・330 円／回 片道 5 km以上・・・550 円／回
有料駐車場に駐車する場合は駐車場代金	有料分
死後の処置	16,500 円（消費税込）
衛生物品代（使い捨て手袋、ガーゼ、テープ、吸引チューブ等）	有料分

(4) 料金の請求及びお支払方法

請求・支払い方法	ご利用者負担分は毎月 10 日以降で請求書を発行し、20 日に金融機関より引き落としします。20 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としします。実費負担分の請求も訪問利用料と一緒に引き落としとします。
領収書の発行	・「自動引落とし」の領収書は、翌月の 10 日以降に発行いたします。

(5) 利用中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の当日午前 9 時までに、事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示させていただきます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う看護師について

サービス開始時に、担当の看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供時は、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。

(2) サービス提供時の注意事項

①訪問看護指示書について

訪問看護サービスは、医師の指示に基づいてサービスを提供します。

ご利用にあたっては、主治医より訪問看護指示書の交付を一定期間ごとに受けます。

②訪問看護師は身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

③サービスのキャンセルについて

訪問看護サービスの予定を変更・取り消しされる場合は、当日 9 時までに事業所へご連絡をお願いいたします。キャンセル料金は発生しません。

予定通り訪問に伺ったときに不在であったり、伺った後のキャンセルの場合は通常料金が発生いたします。

④サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません

- ・ 金銭管理
- ・ 金銭又は物品、飲食の授受
- ・ 飲酒及び喫煙
- ・ 食事作り、掃除、洗濯、買い物など生活援助行為
- ・ 身体拘束、その他行動を制限する行為（生命及び身体保護のためやむ得ない場合を除く）
- ・ 宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ・ ご利用者のご家族に対する訪問看護

⑤鍵などの貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則としてお預かりしません。ただし、サービス提供において支障がある場合、一時的に保管させていただくことがあります。鍵はご本人のカルテ内に保管し、カルテは事務所の鍵のかかる場所で保管いたします。

⑥悪天候や災害時（大雨・豪雨・積雪・台風・地震等）は、サービス時間の調整、変更や中止をさせていただく場合があります。

⑦原則、介護保険が優先で訪問看護は行われますが、厚生労働大臣が定める疾患・状態により、医療保険での訪問看護が行われることがあります。また、主治医の指示により、特別訪問看護指示書が発行された場合も、期間限定で医療保険に変更されます。

⑧サービス利用にあたり使用する健康保険証・介護保険証を確認させていただきます。

⑨事業者の業務上やむをえない理由や交通事情により、サービス提供日時の変更をお願いすることがあります。必ず事前に連絡いたしますので、ご理解、ご協力よろしくお願い致します。

⑩訪問は車でいきますので、駐車スペースの確保をよろしくお願い致します。

⑪看護師が訪問時、手を洗うために洗面所をお借りすることもあります。ご協力よろしくお願い致します。

(3) 衛生管理等

①訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

5. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①成年後見制度の利用を支援します。

②苦情解決体制を整備しています。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等で高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 身体拘束について

従業者は、緊急やむを得ない場合（切迫性・非代償性・一時性）以外は身体的拘束を行いません。緊急やむを得ない状況で身体的拘束を行った場合は、その旨を訪問看護記録書に記載するものとします。

7. 業務継続計画の策定等

①感染症や非常災害の発生時において、訪問看護（予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

②従業員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

8. 記録の保管、閲覧、交付

ご利用者へのサービス提供記録は、サービス提供終了後から2年間保管します。
記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、ご利用者とそのご家族に限り可能です。

9. 暴力への対応

ご利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・セクシャルハラスメントなどがあった場合は、サービスを中止することがあります。

10. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

訪問看護ステーションやすらぎ	受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後5：00 電話番号：0743-57-0588
大和郡山市役所 介護福祉課	電話番号：0743-53-1151
奈良県国民健康保険団体連合会	電話番号：0120-21-6899

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族）、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

主 治 医	病院名	
	氏 名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏 名 (続柄)	
	住 所	
	電話番号	自宅： 携帯：

12. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに上記の記載による「緊急時の対応」を行うとともに県・市町村への連絡・報告を行います。

13. 損害賠償における対応方法

事業者はサービス提供中にご利用者の身体・財産等に損害を与えた場合は、その損害の賠償について誠意をもって対応します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

14. 守秘義務

事業所は、ご利用者又はご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。外部への情報提供についてはご利用者又は、ご家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(個人情報の取り扱いについては別紙参照)

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 一般社団法人 大和郡山市医師会立
訪問看護ステーションやすらぎ

大和郡山市本庄町 317-2

理事長 西崎 和彦 印

説明者 氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

続柄 ()

訪問看護サービスに関わる承諾書

承諾日 令和 年 月 日

利用者氏名	印
利用者住所	
電話番号	
申込者氏名	印（続柄 ）
申込者住所	
申込者 電話番号	

- 24 時間対応体制・緊急時訪問看護加算に関して説明を受け、その実施を
☐ 希望する ☐ 希望しない
- 特別管理加算に関して説明を受け、その実施を
☐ 希望する ☐ 希望しない
- ターミナルケア加算に関して説明を受け、その実施を
☐ 希望する ☐ 希望しない
- 専門管理加算に関して説明を受け、その実施を
☐ 希望する ☐ 希望しない
- 市町村等・保険医療機関等に対して、訪問看護の情報を提供することを
☐ 承諾します ☐ 承諾しません
- 利用したい訪問看護のサービスは下記の通りです（該当のものにレ点して下さい）
 - ☐ 心身状況や病状の観察、健康管理 ☐ 認知症の方の看護
 - ☐ 保清（清拭・洗髪・足浴・入浴等） ☐ 在宅療養に関するご相談や助言
 - ☐ 食事形態・栄養指導 ☐ リハビリテーション
 - ☐ 排泄介助・排便コントロール ☐ 介護技術指導・相談
 - ☐ 口腔ケアの実施・指導 ☐ 服薬管理
 - ☐ 医療処置や医療器具の管理（主治医の指示がある場合）
 - ☐ 福祉用具や住宅改修のアドバイス
 - ☐ その他 []

上記承諾は、利用者の希望により変更できますので、お気軽にお申し出下さい。

個人情報使用同意書

個人情報の利用目的

1、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

- ・介護保険請求等の事務
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・会計、経理等の事務
- ・事故等の報告、連絡、相談
- ・ご利用者へのサービスの質向上のためのケア会議、研修等

2、他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答（入院・入所時の看護サマリーやカンファレンス等）
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・介護保険事務の委託

3、その他上記以外の利用目的

- ・サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・事業所で行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（利用者の同意が必要、匿名化は必須）
- ・外部監査機関への情報提供
- ・関係法令等に基づく行政機関への報告等
- ・口座振替サービスの利用
- ・駐車許可書の発行に必要な郡山警察署への提出書類

私及びその家族の個人情報について、上記の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

一般社団法人和郡山市医師会立 訪問看護ステーションやすらぎ

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

続柄（ ）

業務継続の承諾書

訪問看護ステーションやすらぎが、大規模災害や事業所内の感染症により、

業務の一時休止や看護職員不足の事態の場合には、他の訪問看護ステーションからの

訪問看護を

☐ 希望します

☐ 希望しません

※その際に下記の条件により、連絡先の訪問看護ステーションに個人情報を提供することを承諾します。

1. 連携体制にある訪問看護ステーションに、個人情報の守秘義務がある
2. 利用開始又は利用途中でサービスを断った場合も、何らかの不利益をこうむらない
3. 事業所が再開した場合は、元の訪問看護ステーションに戻ることができる
4. 他の訪問看護ステーションは、個人情報を元の訪問看護ステーションに全て提供する
5. その他、主治医やケアマネージャーとの連携などは個別に取り決める

令和 年 月 日

一般社団法人 大和郡山市医師会立訪問看護ステーションやすらぎ

利用者氏名

印

代理人氏名

印 (続柄)